

平成20年2月22日

情報通信審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書 ( 案 )

平成19年12月18日付け諮問第1197号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方(案)  
(第一種電気通信設備接続会計規則の一部改正に係るもの)

意見	再意見	考え方
<p>意見1 第一種指定電気通信設備接続会計の原価算定機能を高めるため、設備区分の統廃合を行うことは重要なことであるが、安易な設備区分の統廃合はすべきでなく、設備区分の廃止・統合に係る省令改正を行う際には、今回と同様、その廃止・統合が与える影響について事前に十分な説明を行う必要がある。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>第一種指定電気通信設備接続会計(以下、「接続会計」という。)の原価算定機能を高める手段の一つとして、第一種指定電気通信設備接続会計規則(以下、「接続会計規則」という。)に定められた様式の設備区分の統廃合を行うことは重要なことですが、2007年10月11日に総務省より公表された「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」最終報告書(以下、「会計研報告書」という。)P.16においては、「当該設備区分が実績原価方式の接続料算定に用いられるかどうかだけでなく、将来原価方式やLRIC方式の接続料算定に関係するかどうかも併せ考慮することが必要」、「実際のネットワークを構成する主要な設備については、接続料算定に有意に機能していないことをもって直ちに他の設備区分と統合することは適当ではない」とあることから、安易な設備区分の統廃合はすべきではありません。</p> <p>そのためにも、今後においても設備区分の廃止・統合に係る省令改正を行う際には、今回と同様、当該設備区分の廃止・統合が与える影響について事前に十分な説明を行っていただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>弊社は、前回提出意見のとおり、今般の接続会計の改正は、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書において提言された措置を適切に反映したものであると理解していますが、公正な競争条件を確保し、お客様利便の向上を図るためには、今後も会計制度の見直しを適宜行っていく必要があります。</p> <p>特に、NTT東・西が提供するNGNについては、先日の情報通信審議会において取りまとめられた「次世代ネットワークにかかる接続ルールの在り方」について答申(案)においても、「NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、(略)、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要」との考え方が示されているところであり、接続会計においても、透明性向上のため、NGNに係る設備区分を早期に設ける必要があると考えます。</p>	<p>接続会計の設備区分は、接続料算定の基礎データを提供する機能等を有するものであり、その廃止・統合に際しては、その与える影響に十分に留意する必要があるのは、指摘のとおり。</p> <p>設備区分の見直しを行うためには、第一種指定電気通信設備接続会計規則の改正が必要となり、当該改正の際には、改正案について意見公募手続を経た上で、当審議会で審議することとなることから、総務省においては、これらの過程において今後も説明責任を果たしていくことが必要になると考えられる。</p> <p>なお、次世代ネットワークに係る設備区分の在り方については、現在、当審議会で審議中の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」の中で検討しているところであり、その結果を踏まえ、適切に対処することが適当である。</p>

	(KDDI)	
意見2 接続料は一円単位、あるいは機能によっては小数点以下の単位で設定されており、接続料の算定根拠の妥当性を検証可能とするためには、接続会計財務諸表において、一円単位の表示とすることが必要。	再意見2	考え方2
<p>接続料は一円単位、あるいは機能によっては小数点以下の単位で設定されており、接続料の算定根拠の妥当性を検証可能とするためには、網使用料算定根拠において、一円単位の表示(項目によっては小数点以下も表示)とすることが必要であると考えます。</p> <p>接続料の適正な算定に資することを目的とする接続会計に定められる財務諸表は、網使用料算定根拠における第一種指定電気通信設備との接続に係る接続料の算定プロセス等の内容の正しさを検証するためにも、同算定根拠と対比し、その整合性を確認できるものでなければなりません。</p> <p>従って、網使用料算定根拠と接続会計間の整合性・透明性を確保するためには、接続会計においても一円単位の表示が必要であり、改正省令案における接続会計規則第6条第4項の記述は削除すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>接続料は、機能によって一円単位あるいは小数点以下の単位で設定されており、網使用料算定根拠と接続会計間の整合性・透明性を確保するためには、接続会計においても一円単位の表示とすることが必要です。</p> <p>また、現行の接続会計における一円単位の表示を千円単位に見直すことは、接続会計の原価算定機能を高めることを目的とした接続会計における他の措置(設備区分の見直し等)と逆行する措置であると考えます。</p> <p>従って、改正省令案における接続会計規則第6条第4項の記述は削除すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>接続料の認可申請資料に添付される網使用料算定根拠では、接続料原価等の金額の表示単位は百万円単位となっており、また、電気通信事業会計規則の規定に基づき総務大臣に報告されるNTT東西の財務諸表に掲記される金額の表示単位も百万円単位となっている現状を踏まえると、接続会計規則に基づく財務諸表についてのみ、一円単位の表示を義務付けることは、必ずしも必要とまでは言えないものと考えられる。</p> <p>むしろ、現行の接続会計の金額の表示単位が一円単位であるため、一の様式が多数の頁に跨り、一覧性が損われている面もあることを踏まれば、今回、金額の表示単位を千円単位とすることは、接続会計に基づく財務諸表と網使用料算定根拠、更には電気通信事業会計規則の規定に基づく財務諸表との比較をより容易にするとともに、各算定プロセスの検証容易性を高める効果が期待できることから、妥当なものと考えられる。</p>
意見3 「配賦フロー」の内容を規定する記述が省令には含まれていないため、ガイドライン等により作成すべき内容を明確化すべき。	再意見3	考え方3
<p>NTT 東西に対し新たに作成が義務付けられる「配賦フロー」の内容を規定する記述が省令には含まれていないため、その内容を担保すべく、ガイドライン等により作成すべき内容を明確化する必要があると考</p>	<p>平成19年10月11日付「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書」(以下、「会計研究会報告書」という。)において、以下のとおり取り纏められています。</p>	<p>「配賦フロー」は、一の科目に帰属する費用等が、最終的な設備区分に帰属するまでの配賦の過程と配賦基準を一覧できるように作成するものであり、既に接続会計処理手順書に記述されて</p>

<p>えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>【会計研究会報告書 P33 第4章 1.(1) 2) 接続会計処理手順書の見直しの一部抜粋】</p> <p>本研究会として、上記の問題意識のもと、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、接続会計処理手順書の改善案の提出をNTT東西に対して求めたところ、NTT東西からは以下の見直し案が提出された【資料32】。</p> <p>個々の費用項目ごとの配賦プロセスを明確化するため、費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準や配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」を追加掲載する。</p> <p>現行の接続会計処理手順書において具体的な活動区分への帰属先が明確となっていないものについて「配賦フロー」にすべての帰属先を明記するように見直しを行う。</p> <p>現行の接続会計処理手順書において複数の配賦基準が併記されているものについて「配賦フロー」に配賦基準と配賦先を明確にするように見直しを行う。</p> <p>これらの見直しは、接続会計処理手順書の透明性・有効性を向上させる観点で有益なものである。したがって、NTT東西においては、上記方針に基づき、見直し後の接続会計の設備区分も反映した上で、接続会計処理手順書の様式の見直しを速やかに行い、08年4月に開始する会計年度の接続会計報告書の提出・公表に併せて、見直し後の接続会計処理手順書を提出・公表することが適当である。</p>	<p>いる内容をより詳細に図示するものであることから、改めてガイドライン等を作成し、フロー化すべき内容を明確化する必要は現時点でないものと考えられる。</p> <p>ただし、NTT東西においては、当該「配賦フロー」の作成は、配賦プロセスの透明化を図る観点から行うものであることにかんがみ、接続事業者等の検証容易性に留意した上でこれを実施することが必要となる。</p>
-----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>上記、会計研究会報告書の記述にあるとおり、NTT 東西自身から「配賦フロー」に関する見直し案が提示されたところであり、こうした NTT 東西の取り組みについて実効性をより確実なものとするためにも、ガイドライン等により作成すべき内容を明確化する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--